

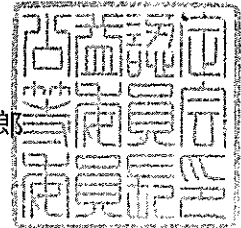
府 益 7 0 3 号
令和 3 年 9 月 1 7 日

内閣総理大臣

菅 義偉 殿

公益認定等委員会

委員長 佐久間 総一郎



答申書

令和 3 年 8 月 2 7 日付け府益担第 8 8 9 号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙 1 記載の法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）第 5 条第 4 号及び第 8 号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当である。その理由の詳細は、別紙 2 記載のとおりである。

別紙 1

1. 法人コード：A024808
2. 法人の名称：一般財団法人戸田みらい基金
3. 代表者の氏名：今井 雅則
4. 主たる事務所の所在場所：東京都中央区八丁堀 2 丁目 8 番 5 号

1. 申請法人

申請法人の公益認定申請書（以下「申請書」という。）によれば、申請法人が定款に掲げる目的は次のとおりである。

（目的）

この法人は、建設産業における「将来の担い手不足」という課題の解決に資する事業活動を行うことにより、就労機会の拡大、技術・技能の向上を実現するとともに、産業全体の発展に貢献することを目的とする。

2. 申請に係る公益目的事業及び収益事業等

申請書に記載された公益目的事業及び収益事業等は、次のとおりである。

（公1）建設産業の発展に向けた、将来の担い手に対する支援事業

（他1）建設産業の発展に向けた、将来の担い手に対する支援事業

（公益目的事業以外）

（公1）は、次の（1）から（3）までで構成されている。

（1）若手技能者の採用、育成、資格取得に係る助成事業

若手技能者の採用、育成、資格取得に効果的かつ先駆性のある活動（下記①～④の中で、取組中、または募集開始後6か月以内に開始予定の活動）に係る費用の全額または一部を補助。助成対象は、公益法人、一般法人（法人税法上の非営利性が徹底された法人に限る）、NPO法人（特定非営利活動法人）等。

① 採用・入職促進活動（新卒新規採用者へ建設業の魅力を体現させる教育訓練、工業高校生のインターンシップ活動等）

② 登録基幹技能者、技能検定等の資格取得に関する活動

③ 複合工（多能工）育成のための教育訓練

④ ICT（情報通信技術）や最新技術の習得に向けた教育訓練

（2）建設に関する教育振興に係る助成事業

建設に関する教育振興活動実施に係る費用の全額または一部を補助することにより、教育研究会等の教育関連団体が実施するイベント開催（運営に係る資材費・会場費等）、高校・工業高校等の教育機関での教育実習（実習に係る資材費・教材費等）による創意あふれる取組を奨励。

（3）外国人技能実習制度等の普及促進に係る事業

来日後24か月超の建設業外国人技能実習生（技能実習生3号を含む）に対して、技能向上（士気向上）と、外国人技能実習制度等の普及促進を目的に、1次審査（書面審査）及びスピーチコンテスト（最終審査）を開催し、スピーチ内容等をホームページに掲載。

(他1)は、次の(1)及び(2)から構成されている。

(1) 若手技能者の採用、育成、資格取得に係る助成事業

(公益目的事業以外)

上記(公1)(1)と異なるのは、助成対象が営利企業・団体である点、助成対象活動を継続的かつ発展的に実施している事例については、再度の応募を認める点(ステップアップ助成)。

(2) 女性技能者の継続就労に係る助成事業

2021年度以降の実施内容は検討中。

3. 特別の利益の不供与(認定法第5条第4号)

(1) 公益認定の基準の一つとして、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第4号においては、「その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。(後略)」とされている。

その趣旨は、公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益目的事業を行うことから(認定法第1条、第2条第4号、第5条第1号)、特定の者に対してのみ特別の利益を供与することは、公益法人の在り方として適当ではないことにある。

そして、「特別の利益」とは、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月(平成31年3月改定)内閣府公益認定等委員会。以下「ガイドライン」という。)において、「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断する。(中略)また、『その事業を行うに当たり』とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。(後略)」とされている。

(2) 上記2.のとおり、申請法人は、申請書において、(他1)「建設産業の発展に向けた、将来の担い手に対する支援事業」を掲げており、営利団体・企業等を対象とした「若手技能者の採用、育成、資格取得に係る助成事業」を実施することとしている。

建設業は、地域のインフラ整備等の担い手であり、国民生活や経済活動を支える大きな役割を担っている一方で、人口減少や高齢化が進み、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている中で、申請法人の上記事業の意義は認め得るところである。

ところで、建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請の

もと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う1次下請、2次下請などから形成される重層下請構造が存在している。そして、建設産業においては、協力会社的な元請下請の依存関係が一般的であり、また、申請法人の設立者に係る特定の建設会社（以下「申請法人設立会社」という。）を含め、複数の建設会社が、協力会社に属する者等を対象として、人材確保・育成のため、手当等を伴う技能認定等を実施しているものと認められる。これら建設業における現状については、申請法人においては、十分に認識しているものと考えられる。

これらのことを踏まえると、元請である建設会社においては、協力会社を対象として、人材確保・育成のための支援を行う誘因があり、また、当該建設会社の協力会社においても、当該建設会社による支援を受けることが通常であるものと考えられる。

(3) 上記(2)を踏まえると、申請法人による営利団体・企業等を対象とした「若手技能者の採用、育成、資格取得に係る助成事業」においては、申請法人と申請法人設立会社とは別個の法人格を有するものの、同一条件であれば申請法人設立会社の協力会社に対する助成を選好するなど、協力会社に対し支援を行う誘因を有しないとまでは言えず、かつ、当該助成事業に応募する営利団体・企業等においても、申請法人設立会社の協力会社が多くを占めることとなるおそれがある。

したがって、当該助成事業は、当該助成に係る審査に携わる者の要件を明確なものとし、利害関係者を排除することとしても、その受益者が、申請法人設立会社の協力会社に偏ることとなる契機を孕んでおり、また、たとえ単年度の助成金額が限定的であっても、当該助成事業は、助成対象活動を継続的かつ発展的に実施している事例については、再度の応募を認めることとしていることも踏まえると、協力会社に対する助成に偏ることとなる契機を孕んでいるということは、結果的に協力会社にとっても助成を獲得する機会が増えることとなるから、その利益の増進に寄与する行為と成り得るし、申請法人設立会社の利益の増進に寄与する行為ともなり得るものと言える。

(4) 上記(2)及び(3)のとおり、建設産業において、協力会社的な元請下請の依存関係が一般的であり、複数の建設会社が、協力会社に属する者等を対象とした支援を実施しているといった事情の下においては、申請法人が行う助成事業の受益者が、申請法人の設立者に係る建設会社の協力会社に偏ることとなる契機を孕んでいることに鑑みれば、当該助成事業は、ガイドラインにおける「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与」に該当するとの懸念を払拭することができず、「その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。（後

略)」との公益認定の基準（認定法第5条第4号）に適合すると認めることは困難である。

そして、上記の懸念を払拭するためには、当該助成事業の対象が、申請法人の設立者に係る建設会社の協力会社に偏らないよう、公益法人の在り方として適当な仕組みを構築しておくことが必要と考えられるが、申請法人において、当該仕組みが構築されているものとは認められない。

4. 公益目的事業費率（認定法第5条第8号）

（1）公益認定の基準の一つとして、認定法第5条第8号においては、「その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること」とされている。

（2）申請法人は、上記2. のとおり、収益事業等の一部について、検討中としている。この点、申請法人は、令和2年夏の時点において、収益事業等の一部につき、検討中として申請書の修正を予定していたところ、当委員会は、本件申請事業全体の事業に係る経費を算定することができないことから、申請法人に対し事業の見込みや計画を反映した申請書の修正をするよう依頼したものの、未だに、検討中との申請にとどまっているものである。

このような状況においては、本件申請事業全体の事業に係る経費を算定することができず、したがって、公益目的事業比率を適正に算定することができないものとせざるを得ないことから、公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであると認めることは困難である。

5. 結論

以上のことから、申請法人は、認定法第5条第4号及び第8号に掲げる公益認定の基準に適合すると認めることはできず、本件申請については、公益認定をしないこととすることが相当である。

以上